

「(仮称)宮代町パートナーシップ・ファミリーシップ制度」の考え方

1 検討の経緯

近年、性の多様性について、社会の関心が高まってきているものの、性的少数者への理解は十分とは言えず、生きづらさや生活の困難さを抱えている人も少なくありません。

令和元年12月に性的少数者の当事者団体から要望書をいただいているほか、町議会においても、一般質問において「公文書の性別欄の廃止」や「理解を深める取り組み」、「パートナーシップ制度の導入」について、質問をいただいたところです。

町は、今年度スタートした町の第5次総合計画の人権・平和推進事業に性的少数者への理解促進と支援を位置づけ、積極的に取り組むこととしています。

このことから、町は性的少数者に対する偏見や差別の解消と多様性を認め合い、人権尊重のまちづくりを推進するため、「(仮)パートナーシップ・ファミリーシップ制度」の創設に向けて検討を進めています。

2 制度の趣旨

互いに人権を尊重しあい、多様性を認め、真に豊かで安心して暮らしていける社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する取扱いについて、必要事項を定めるものです。

3 制度の概要

互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、日常生活において相互に責任をもって協力しあうパートナーシップ関係、ファミリーシップ関係であることを誓いあった二人が町に必要書類を届出し、その届出書類を受理したことを証明する制度です。

二人のほかに、家族として共に暮らしている未成年の子どもがいる場合で、子どもを含む家族の関係を届け出た場合も証明します。

この制度は、法律上の婚姻とは異なるため、届出をしても法律に基づく権利・義務は発生しませんが、パートナーシップ関係・ファミリーシップ関係という事実を対外的に証明するものとして、性的少数者の生きづらさや生活の困難さの軽減につながることを目指すものです。

4 定義

(1) 性的少数者とは

性的指向が必ずしも異性愛のみではない者、又は性自認が出生時の性と異なる者

(2) パートナーシップ

互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に責任をもって協力しあうことを約束した二人の関係。

(3) ファミリーシップ

互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に責任をもって協力しあうことを約束した二人の一方又は双方に生計を一にする未成年の子ども（実子又は養子）がいる場合、愛情をもってその子を養育すると約束した家族の関係。

5 対象者

一方又は双方が性的少数者でパートナーシップ関係にある二人（戸籍上の性が異なる人同士の関係も対象。）で以下の要件をすべて満たしていること。

- (1) 民法に規定する成人に達していること。
- (2) 町内に住所を有している（町内への転入を予定している場合を含む）こと。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む）がいないこと。
- (4) 届出をしようとする者以外にパートナーシップ関係・ファミリーシップ関係にある者がいないこと。
- (5) 互いに近親者でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった場合は除く。
- (6) 未成年の子がいる場合は、パートナーの一方又は双方と生計が同一であること。

6 必要書類

- (1) 住民票の写し
- (2) 婚姻していないことを証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) 本人確認できるもの（本人の顔写真が添付されたもの等）
- (4) 届出書及び受領証等に通称を使用する場合は、通称を日常的に使用していることが確認できるもの

7 交付する書類

- (1) 受理証明書
- (2) 受理証明カード

8 その他

町は、制度の趣旨が十分に理解され、社会生活の中で公平かつ適切な対応が行われるよう町民や事業者等に対して周知・啓発に努めてまいります。